

＜伝承＞と＜伝承館＞をめぐる認識論

車田 研一 (Kenichi Kurumada)

独立行政法人国立高等専門学校機構 福島工業高等専門学校

我々が人間の集団として継続的に社会を形成している以上、我々自身や社会へ大きな影響を及ぼす出来事をつぶさに記録し、それらを後代へ伝承しようとする始原的なモーメントは当然のこととして考えられている。伝承行為は少なくとも多くの場合は言語を媒介として為され、なおかつそこには不特定多数の認識主体がその過程に明確な指向性をもって関与する。伝承は我々が持続的な社会基盤を保持するためのごく当然のデフォルト的な機能と看做されているにもかかわらず、その過程には多くの不透明な因子がかかえこまれ、さらに、それらが慎重に顧慮される契機を慢性的に欠きがちなのは、実際の伝承行為の現場におけるこの状況の複雑さを我々が扱いかねているからである。

「伝承」という語がとみに人口に膾炙するようになり、さらに、より具象的な物理的構造物として「伝承館」が公的に造られるようになったことは、様々な災害的な事象に際し、その記憶に寄与しうるような（主として映像的な）情報が、たまたまそこに居合わせた一般的な人々の掌中においていとも簡単に記録され、かつ、それらがほぼ無制限に発信されるようになった最近四半世紀の社会インフラの劇的な変容という事情とおそらく無縁ではない。かつては伝承行為に直接たずさわる人々は様々な理由で極度に限定されており、彼等は(古典的な意味で)語り部とよばれる或る種のプロ集団であった。彼等の語りは、彼等が語り部の役割を受けたときにおそらく伝授されたであろう或る種の言語様式とセットになった技芸であったと考えられる。いっぽう、現在一般化している＜語り部＞のパースペクティヴは、第一義的に当該事象の「経験主体」のそれへ極度に接近しており、このことは上述の「だれもが映像を撮り、記録をのこす主体となれる」ようになったことと、現象的には並行している。伝承が或る様式のもとでいわば叙事詩の承継の形態で行われ、個体の死を越えてリレーされてきた時代と較べ、現代の＜伝承＞が或る種の不安定さや不十全性を伴うようになってきたことの根本的な原因は、伝承行為の行使資格が、その事象の経験者であるという一見すると抗いがたく客観的な事実性にその正当化の重心を極度の割合で置いていることにある。すなわち、経験者個人が絶対的に保持する一人称性にフェアに係るための三人称的なアクセス回路を、我々はまったく持ち得ていない[1]。

しかし、伝承の本来的な社会的意義を想起するとき、上記の現代版＜語り部＞の「インフォーマント」としての資格が、その事象の直接的な経験主体であるところのみに絶対的に結び付けられていることは、実際には、人間の「知識」の一般的な成立要件とは極めて相性が悪いと直感されるだろう[2]。認識的外在主義が様々な問題性を指摘されながらも、主に自然科学の知識の体系の成立過程の説明において、一定の情况的な実用性と説得力を放つのは、認識的外在主義が、＜知識＞のかかえこむ或る「分布の非対称性」と、その非対称性の自然過程的な解消を目指す情報の拡散的フロー、という二大モ

ーメントから成る暗黙のダイナミカルな版図と、よく親和するからである[3]. その面において、伝承が、敢えて「我々にとっての知識の成立要件」という認識論的な視座から分析されることは、試行的な作戦としては的外れではないように思われる. これは、上記の知識の成立要件が、インフォーマント資格の成立条件の考察のなかで展開可能であるからである. むろん、〈語り部〉の認識主体としてのありようは、そのインフォーマントとしての具体的かつ実地的なありかたと直結している.

いうまでもなく、現代版の〈伝承〉の行為(=生物学的な意味における生き証人への絶対的依拠)における情報のフローには、一般的な科学領域でのそれとは根本的に異なる、「情報の非対称性の温存」への傾向がある. これは、記録、或いは、(そうとう稀薄ではあっても)それに準ずる行為の主体への情報の帰属の傾向が、〈伝承〉においては特権的に強化されるからであり、この構えは、科学的知識の伝達の場面で基調になっている拡散指向型の認識的構えとは根本的に相違している. このことが〈語り部〉という、その意味合い上リスクをかかえた表現が通念的には定着しやすい背景にもなっている. 〈語り部〉資格の生き証人への強い依拠という性格に主因し「内在主義と外在主義の和解」のような問題の性質に応じた建設的な作戦が〈伝承〉において提案されづらいという事情は、一般的な科学的知見の伝達様式と、〈伝承〉のそれが、相互の同様なものとしては分析できない背景である[4].

明らかに、上記の問題の根本には、経験主体の一人称性と聴衆(消費者)側の三人称性の対置構造が概念的に固定化しており、この構図が切り崩せないものとされていることがある. この問題の難しさは、むろん経験主体の物理的な一世紀にも満たない一回性にある. ここではインフォーマント資格のありかたをめぐる我々の常識がクリティカルに問われる「実践的」な状況のひとつであることは確かだろう. どのような災害的事象にしても、その直接的経験主体は一世紀のあいだに必ず死に絶える. 同時に、映像的情報としての記録は不可逆的に汎化し、それは個人の生命の時間スパンをはるかに越えて残される. 〈伝承〉が〈伝承館〉の物理的耐用期間を越えた時間的スケールでどのように十全にデザインされるかという問いに対しては、知識に関する認識論には、ごくプラクティカルな意味合いでの責任の一端がある.

【本文中引用文献】

- [1] 本間 2025/8/25 朝日新聞教育面 (16 面)『犠牲を必要としない平和を どう築くか 議論を』
- [2] 松本将平, 新進研究者 Research Note (2021 年 2 月)『知覚的知識に関するセラーズの見解をいかに修正すべきか』(p. 7)
- [3] L. Bonjour, E. Sosa “Epistemic Justification” ISBN: 978-0631182849 (2003, Wiley-Blackwell). <バンジョー・ソウザ著 上枝美典訳『認識的正当化: 内在主義対外在主義』ISBN: 978-4782801574 (2006 産業図書)> (p. 43~44)
- [4] *ibid.* (p. 42~46)

【謝辞】科学研究費補助金 (23K02829, 25K08372) の研究助成に深謝致します.